

松江市告示第118号

東日本大震災により被災した被保険者に係る松江市国民健康保険料の減免に関する取扱要綱（平成23年松江市告示第323号）の一部を次のように改正する。

令和4年3月31日

松江市長 上 定 昭 仁

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(減免の対象となる保険料) 第3条 減免の対象となる保険料は、松江市国民健康保険に加入した日の属する月の翌月の末日(末日が土曜日又は民法(明治29年法律第89号)第142条に規定する休日に当たるときは、これらの日の翌日)から <u>令和5年3月31日</u> までの間に普通徴収の納期限(特別徴収の場合にあっては特別徴収対象年金給付の支払日)が設定されている保険料とする。	(減免の対象となる保険料) 第3条 減免の対象となる保険料は、松江市国民健康保険に加入した日の属する月の翌月の末日(末日が土曜日又は民法(明治29年法律第89号)第142条に規定する休日に当たるときは、これらの日の翌日)から <u>令和4年3月31日</u> までの間に普通徴収の納期限(特別徴収の場合にあっては特別徴収対象年金給付の支払日)が設定されている保険料とする。

附 則

この告示は、**令和4年4月1日**から施行する。